

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 30日

静岡市長 殿

提出者

静岡県浜松市中区砂山町324-8 第一伊藤ビル7F

氏名 株式会社パナホーム静岡

代表取締役 伊藤 卓見

電話番号 053-457-1191

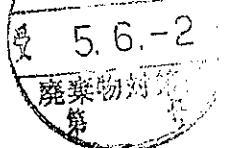
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社パナホーム静岡
事業場の所在地	静岡県浜松市中区砂山町324-8
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	103億円
③従業員数	166人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1、新築現場→自社運搬→集積場→分別→中間処理業者に委託→最終処分場にて再生処理（ゼロエミ） 2、新築現場→分別→中間処理業者に委託→最終処分場にて再生処理（ゼロエミ） 3、解体現場→現場で分別解体→収集運搬業者→中間処理業者→最終処分業者にて再生処理（石綿は除く）

（日本工業規格 A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
東部営業部	中部営業部	西部営業部
営業部長	営業部長	営業部長
建設部長	建設部長	建設部長
環境整備課	環境整備課	環境整備課
現場責任者	現場責任者	現場責任者
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（2022年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	※別紙参照
②計画	排出量	402t ※別紙参照
	1・省梱包、無梱包の実施 2・プレカットなどの現場端材の縮減	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート、がれき、アスファルト）ガラスくず、木屑 石膏ボード、廃プラスチック、金属くず、紙くず、繊維くず 等の現場 にての分別後、集積場にて更に細分化	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の分別の更なる細分化	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度(年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組) 実施していません			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度(年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組) 実施していません				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していません			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(2022年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	全処理委託量	402t	※別紙参照
	優良認定処理業者への処理委託量	364t	※別紙参照 可能な限り委託
	再生利用業者への処理委託量	402t	※別紙参照
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	全処理委託量	1000t以下	
	優良認定処理業者への処理委託量	800t以上	
	再生利用業者への処理委託量	1000t以下	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定業者から選定する ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を行う 			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。